

第12回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年6月9日（火） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第21号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第65号 | 地法農第3条の規定による権利移動の許可につて |
| 日程第 5 | 議第66号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に
意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第67号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使目的変更の
許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第68号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付
する件について |
| 日程第 8 | 議第69号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、
本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、杉本彰信、
伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西嶋徳明、西本壽吉、車戸明良、
田中正躬、岩村聡、平田秀雄、田村信彦、天野克宏、増田勝、反中正志、
中田一彦、渡邊甚一、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

岩本洋子、野村光吉、向田誠、加藤貢

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、下畑守生、
尾前隆治、平野善浩、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

なし

職務代理	<p>ただいまより第12回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>よって、現在の本出席委員は、36名中32名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>田植えも終わりました、私の近所でも大きな農家は、もう少し残って居るところで、今青々とした景色が広がっております。いつも堅い話ばかりなので、今日は、先日の日曜日ウルトラマラソンが行われ2,500人近くの人が走られたということです。私の家近くが70kmと100kmの分岐点でありました、ホウレン草の仕事をしながら大変な事やなあと思いつつ見ていました、参加者が通過される時出て行って何と声をかけたら良いのか、「頑張れ！」といっても申し訳ないし、なかなか応援しづらいものだなと思いつつ、ただ手をたたいていました。女房が「もうちょっとやで頑張つてね」と言ったら「そんなちょっとでないさ！」と返事が返ってきたようです。参加者の体力、精神力には敬服するものでした。マラソンを見ながら思った事ですが、高山市は広いので、支所から支所をタスキでつなぐ駅伝にした方が面白いのではないかと思います。</p> <p>本日も多数の議案が上程されており、皆様方の慎重な審議をお願いいたします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p>

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 25番 平田 秀雄 委員と、27番 田村 信彦
委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第21号 農業生産法人の報告等について を議
題とします。
事務局の説明をお願いします。

前坂農地主 事 それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
今回は47法人のうち5法人から報告書が提出されました。
農業生産法人につきましては、①法人形態要件 ②事業要件
③構成員要件 ④役員要件 の4つの要件がございますが、報告
を受けたものを資料により確認しております。

1番 上宝町本郷にあります有限会社は認定農業者であり、経営
面積としては田 40.2ha 畑 1.1ha、合計 41.3haを経営耕作して
おります。経営内容といたしましては水稻、野菜の栽培、農作業
受託、農産物の加工販売をしております。

2番 清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、
経営面積は田 1.0ha を経営耕作しております。また、経営内容は
肉用牛肥育を約200頭している他、水稻の栽培をしております。

3番 久々野町久々野にあります農事組合法人は認定農業者で

あり、経営面積として畑 10.6 haを経営耕作しております。また、経営内容としては果樹を栽培しております。

4番 清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、田 0.8ha 畑 0.4 ha、採草地 2.0 ha、合計 3.2 haを経営耕作しております。経営内容といたしましては、肉用牛肥育の一貫経営をしており約 180 頭を飼育しています。その他水稻を栽培しています。

5番 清見町福寄にあります農事組合法人は認定農業者でもあります。経営面積は田 34.0ha 畑 0.3 ha、合計 34.3 haを経営耕作しており、経営内容は水稻、トマト、そばを栽培しております。

以上、報告書が提出されまし5法人について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第65号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、7件の上程となります。

1・2番は、関連して説明いたします。

1番は、新宮町地内の案件です。畑 2筆 335㎡を売買により取得します。受人の耕作面積は0㎡ですが、これまで約20年間の就農経験があります、作付けについては露地野菜の予定です。

2番は、新宮町と上宝町地内の案件です。田畑 5筆 4,716㎡を親族から贈与を受けます。上宝の農地については、距離的もありますが、上宝在住の兄弟の協力を得て管理していきま

す。受人の耕作面積は3, 728㎡で、水稻の予定です。

3番は、清見町三日町の案件になります。田 2筆 1, 477㎡を賃貸借契約するものです。隣地には受人の農地となっています。受人の耕作面積は3, 728㎡で、水稻の予定です。

4番5番は、関連して説明します。一之宮町の案件です。

4番は受人の隣接地を契約します。田 1筆 363㎡です。受人の耕作面積は2, 044㎡で、作付けについては水稻の予定です。

5番については田 4筆 1, 770㎡を隣地取得するものです。作付けについては露地野菜の予定です。

6番は久々野町久々野地内の案件になります。田2筆 2, 226㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は3, 526㎡で、作付けについては水稻を予定しています。

7番は、久々野町山梨の案件になります。田畑 17筆 18950.98㎡を経営移譲するものです。受人の耕作面積は同居家族なので変わらず 20, 503㎡、作付け予定については順次果樹を予定しています。

以上、7件、田15筆 畑18筆で合計 29, 837.98㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第5 議第66号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地

と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は6件の上程です。

1番は下林町の案件です。田1筆 73㎡について、整体院敷地へ転用する申請です。既転用のため追認案件となります。

2番は山田町の案件です。畑1筆 27㎡について、車庫を建てていたため追認申請されたものです。

3番は、山口町地内の案件です。田1筆 452㎡を農振除外をして分家住宅に転用する申請です。農振除外はH26.11.18に許可済みです。

4番は清見町三日町の案件です。田1筆 756㎡を災害工事による残土を利用し、嵩上げをする一時転用の申請です。6か月の予定です。

5番は一之宮町の案件です。畑2筆の一部 744㎡を農振除外を受けて個人住宅と、その通路とする申請です。造成等を行い既転用となっておりますが、許可前なので工事は停止中です。農振除外はH26.11.18に許可済みです。

6番は高根町日和田の案件です。畑2筆 600㎡を農家住宅にするための転用申請です。一体利用地として、6P 5条9番の申請と関連します。

以上、6件、田3筆 畑5筆で 計 2,652㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第67号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、12件の上程となります。

1番2番は、合わせて説明します

岡本町2丁目の案件です。1番は、田 1筆の一部、115㎡について、駐車場にするものです。この部分は賃貸借になります
2番は、田 2筆 288㎡について、駐車場に転用するものです。

3番は、新宮町の案件です。畑 2筆 67.16㎡について、一体利用地とあわせて個人住宅に転用する申請です。

4番は清見町牧ヶ洞の案件です。田 2筆 210㎡について、分家住宅と、既転用となっていた通路に転用するものです。

5番は、清見町夏厩の案件です。田 1筆 672㎡について、個人住宅に転用する申請です。まちづくり対象案件です。

6番は、荘川町野々俣の案件です。田 1筆 343㎡を、東海北陸道の工事による資材置場に一時転用するものです。予定は、H29.9.30までの予定です。

7番は、久々野町小屋名の案件です。こちらは、H26年度に施設への用途変更許可を受け、田・原野を含み11筆 4,211㎡を、正式に施設用地とする申請です。

8番は、久々野町小屋名の案件です。こちらは、畑 1筆 102㎡農業用倉庫の目的で申請するものです。

9番は、高根町日和田の案件です。4条6番の関連案件です。こちらは、畑 1筆 62㎡について、住宅への進入路として追認許可を求める申請です。

10番は、国府町金桶の案件です。田 2筆 1,170㎡について、通信事業者の事務所等に転用するものです。

11番は、国府町瓜巢の案件です。畑 1筆 515㎡について、個人住宅を建てる申請です。

12番は、国府町宮地の案件です。田 1筆のうち 166㎡について、隣接する受人が車庫として転用する申請です。

以上、12件、田20筆、畑5筆、原野1筆7,921.16㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第68号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、1件の上程となります。

変更点に下線を追加しています。

漆垣内町の案件となります。

変更申請については、当初申請者個人で、平成9年4月、5条の農地転用により、個人住宅として許可を受けていましたが、今回、事業者を変更し、また目的も貸駐車場として変更する申請となりました。市内の建築業者が借りる予定のものです。

以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件は許可相当として意見を付することに決定いたします。

議長 続きまして、日程第8 議第69号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんの

でお願いします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 本日は17件の利用権設定と1件の所有権移転合わせて18件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田2筆1,684㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、飼料米を生産するものです。

以上、1番につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

1番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 それでは引き続き、2番以降のご説明をいたします。

2～3番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸(ほうれん草、ハーブ)の経営をしており、田3筆2,561㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

4～7番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田11筆7,929㎡を新規、更新3～6年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

8～11番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、施設園芸(トマト、メロン)、露地野菜の経営をしており、

田23筆36, 856㎡を新規5年の賃貸借権、使用貸借権を設定し、水稻および施設園芸によりトマトを生産するものです。

12～14番について、農業生産法人で認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）、菌床椎茸の経営をしており、田4筆5, 288㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

15～17番について、市青年等就農計画認定者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、田4筆4, 485㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

18番について、認定農業者である買い手は施設園芸（トマト）、肉用牛（繁殖16頭）の経営をしており、自己所有農地に隣接する農振農用地区域内の畑5筆7, 056㎡および農振農用地区域外の原野4筆1, 436㎡を取得し、畜産業に係る牧草畑として利用するものです。

以上、2番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降は、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第12回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

平田 秀雄 委員

田村 信彦 委員
